

加須市告示第78号

加須市養育費公正証書等作成支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

加須市長 角 田 守 良

加須市養育費公正証書等作成支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親（配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のない者であって現に児童（20歳未満の者をいう。以下同じ。）を監護しているものをいう。以下同じ。）に対し、養育費の取決めに関する公正証書（強制執行認諾文言付きのものに限る。以下同じ。）の作成等に係る費用を予算の範囲内で補助することにより、養育費の債務名義化を促進し、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、交付申請時において、市内に居住するひとり親であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担していること。
- (2) 養育費の取決めに係る債務名義（養育費を請求する権利を定めた公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等をいう。以下同じ。）を有していること。
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童（以下「対象児童」という。）を現に監護していること。
- (4) 過去に同一の対象児童について、同様の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1号の経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に規定する公証人手数料（養育費の取決め以外の法律行為のみの手数料を除く。）
- (2) 調停の申立て又は訴訟の提起（離婚請求及び養育費の取決めに係るものに限る。）に要する収入印紙代
- (3) 戸籍謄本その他の添付書類の取得費用（養育費の取決めに関連するものに限る。）
- (4) 連絡用の郵便代（前3号に掲げる費用に関する手続に要するものに限る。）

2 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、補助対象経費の合計が5万円を超える場合は、5万円とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

は、養育費の取決めに係る債務名義を作成した日の翌日から起算して6箇月以内に、養育費公正証書等作成支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、期限内に提出ができないことについて、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し又は当該ひとり親及びその監護している対象児童の戸籍の謄本若しくは抄本
- (3) 前条第1項各号に掲げる費用（申請者が負担したのものに限る。）に係る領収書の写し
- (4) 養育費の取決めに係る債務名義の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定により添付すべき書類について、公簿等によってその内容を確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることがで

きる。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、養育費公正証書等作成支援補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに養育費公正証書等作成支援補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既にその取消しに係る部分の補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に作成した養育費の取決めに係る債務名義を有するひとり親について適用する。